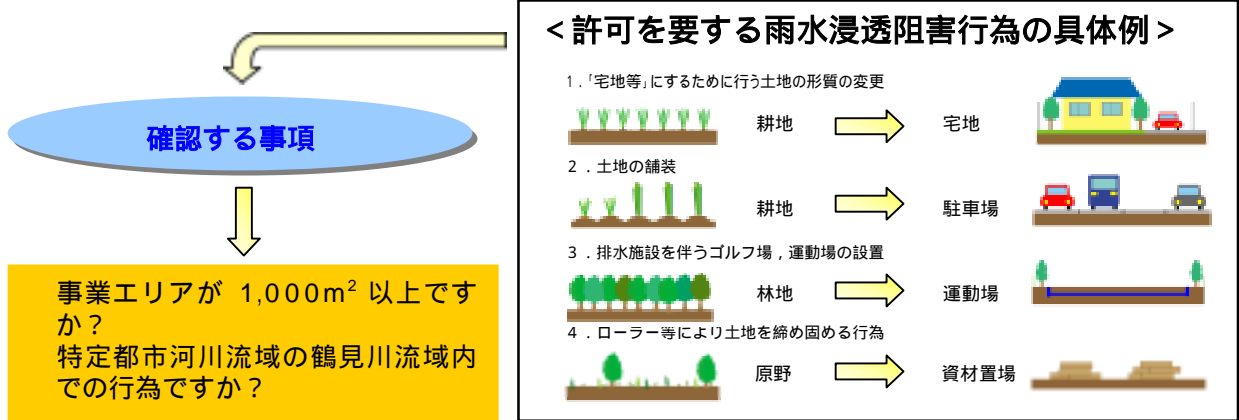
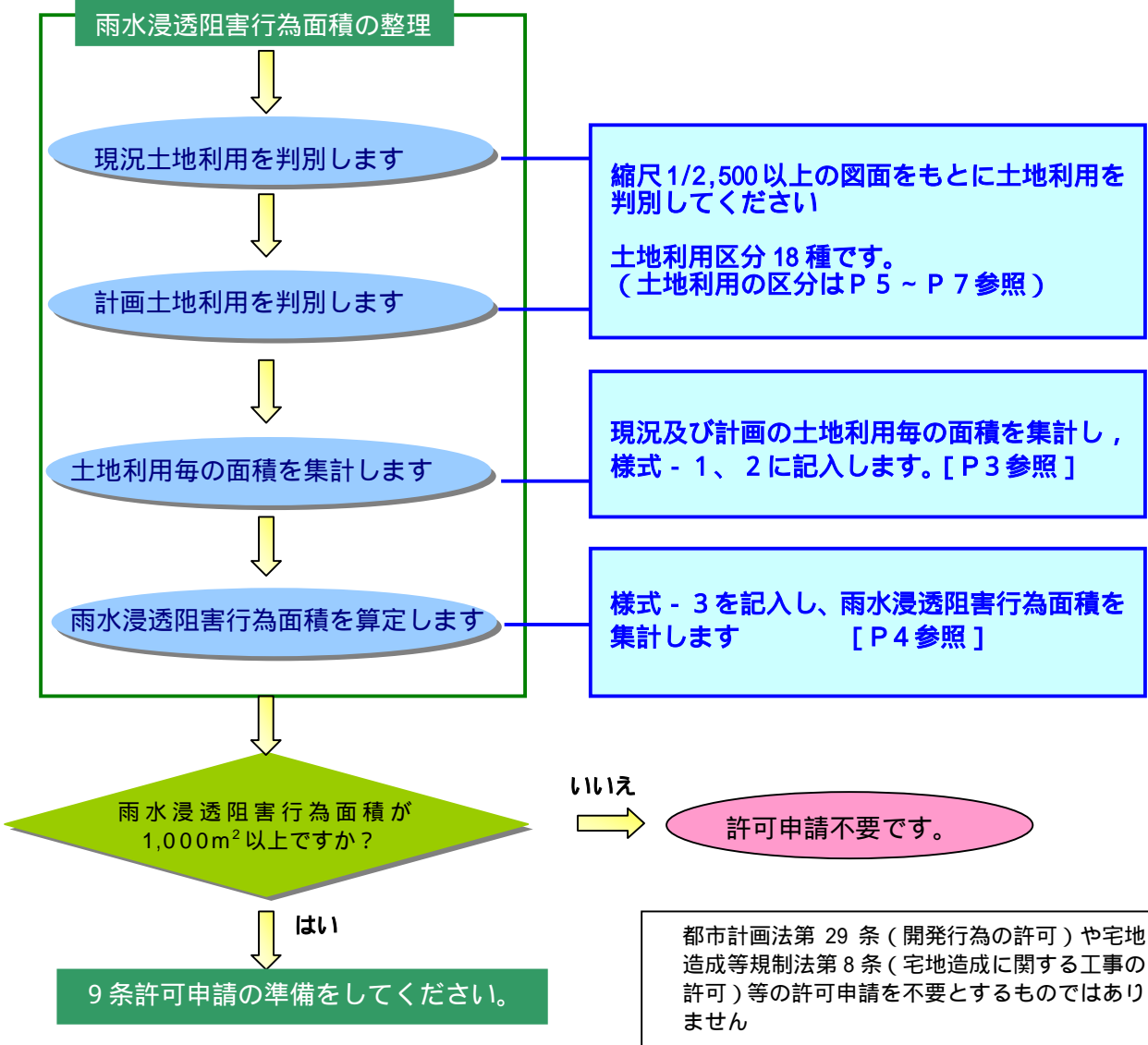


雨水浸透阻害行為について（要約版）

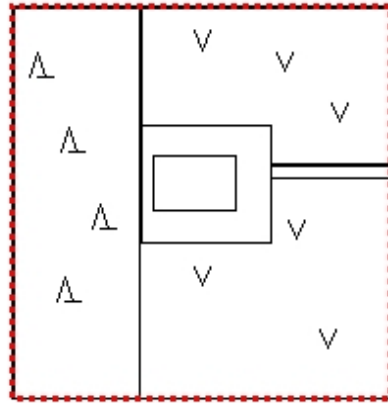


二つの条件を満たせば事前協議の準備の必要があります。



STEP 1

現況地形図



事業エリア 2650m²

現況の各土地利用を判別する。

STEP 2

現況土地利用

エリア No1 (宅地) 300 m² エリア No3 (畑) 600 m²

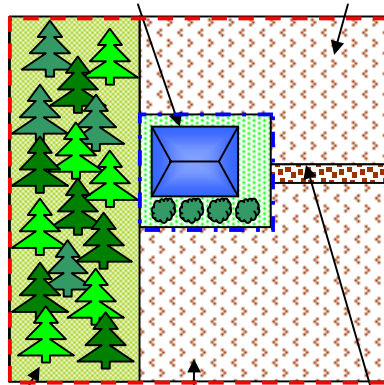


表 - 1 現況土地利用面積表 (単位 m²)

NO	宅地		林地・耕地 原野他	計
	宅地	道路		
1	300	-	-	300
2	-	50	-	50
3	-	-	600	600
4	-	-	800	800
5	-	-	900	900
計	300	50	2300	2650

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

エリアNo5 (林地) 900m² エリアNo4 (畑) 800m² エリアNo2 (未舗装道路) 50m²

現況と計画の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用

エリア No1 (宅地) 300 m² エリア No3 (駐車場) 600 m²

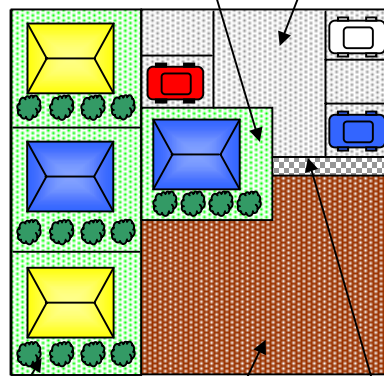


表 - 2 計画土地利用面積表 (単位 m²)

NO	宅地		駐車場 (舗装)	運動場	計
	宅地	道路			
1	300	-	-	-	300
2	-	50	-	-	50
3	-	-	600	-	600
4	-	-	-	800	800
5	900	-	-	-	900
計	1200	50	600	800	2650

エリアNo5 (宅地) 900m² エリアNo4 (グランド) 800m² エリアNo2 (道路) 50m²

STEP 3

現況の土地利用（様式 - 1）

表 - 1 より現況の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

現況土地利用

様式 - 1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地					左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		
1	300																			
2	宅地				50															
3					未舗装道路												600			
4																		800		
5																		900		
小計	300	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2300		
小計2	350										0	0					2300			
合計											2650									

様式 - 3
欄に記入

(単位: m²)

計画の土地利用（様式 - 2）

表 - 2 より計画の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用

様式 - 2

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地					左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		
1	300																			
2					50															
3					道路												600			
4												駐車場						800		
5	900												運動場							
	宅地																			
小計	1200	0	0	0	50	0	0	0	0	0	600	0	0	800	0	0	0			
小計2	1250										600	800					0			
合計											2650									

様式 - 3
欄に記入

(単位: m²)

雨水浸透阻害行為前後の土地利用集計（様式 - 3）
様式 - 1，様式 - 2 より雨水浸透阻害行為面積の算定をします

行為前後の土地利用集計表

様式 - 3

土地利用区分		欄 様式-1	欄 様式-2	欄	欄	参考	備考
土地利用区分		現況土地利用面積(m ²)	計画土地利用面積(m ²)	面積差(m ²)	雨水浸透阻害行為の該当面積	流出係数	
		様式-1(1)小計1の欄	様式-1(2)小計1の欄	-	欄が(+)の場合、原則該当。該当の場合面積(m ²)を記入		
宅地等	宅地	300	1200	900	900	0.9	宅地等の区分同士の増減は対象としない。
	池沼			0	0	1	
	水路			0	0	1	
	ため池			0	0	1	
	道路(法面を有しないものに限る。)	50	50	0	0	0.9	
	道路(法面を有するものに限る。)			0	0	加重平均	
	鉄道線路(法面を有しないものに限る。)			0	0	0.9	
	鉄道線路(法面を有するものに限る。)			0	0	加重平均	
	飛行場(法面を有しないものに限る。)			0	0	0.9	
	飛行場(法面を有するものに限る。)			0	0	加重平均	
	小計	350	1250	900	900		
舗装された土地	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く。)		600	600	600	0.95	
	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面			0	0	1	
	小計	0	600	600	600		
その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)			0	0	0.5	
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)		800	800	800	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地			0	0	0.5	
	小計	0	800	800	800		
上記に掲げる土地以外の土地	山地				X	0.3	
	人工的に造成され植生に覆われた法面					0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	2300		-2300		0.2	
	小計	2300	0	-2300			
合計		2650	2650	0	2300		

(-)の欄は記載不要

欄の合計 2300

1,000m²以上の場合、申請の対象



解説

上記ケースでは事業エリア 2650m² に対し、現況で宅地等面積(宅地 300m²、道路 50m² = 350m²)を除いた 2300m² が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000m² を越えることから許可申請が必要となります。

土地利用の判別方法 (1/3)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法 (例)	留意事項
宅地等	<p>宅地</p> 	0.90	<p>宅地は、次に掲げる建物 (工作物を含む。以下同じ。) の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。</p> <p>イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。</p>	課税地目で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する (証明書等添付)	<p>宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する</p> 
	<p>池沼</p> 	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう	土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する (証明書等添付)	<p>池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面 (直接流出となるエリア) の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。</p> 
	<p>水路</p> 	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう	土地登記簿謄本で「運用地」「用悪水路」「井溝」と表示されている土地は水路と判断する。(証明書等添付)	<p>水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面 (直接流出となるエリア) の頂上までの範囲とする。</p> 
	<p>ため池</p> 	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう	土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する。(証明書等添付)	<p>ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面 (直接流出となるエリア) の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。</p>
	<p>道路 (のり面を有しないもの) 道路 (のり面を有するもの)</p> 	<p>法面を有しないもの 0.90 法面 (コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。) 及び法面以外の土地 (流出係数は 0.90 とする。) の面積により加重平均して算出される値</p>	<p>一般の交通の用に供する道路 (高架の道路及び軌道法 (大正 10 年法律第 76 号) に規定する軌道を含む。) をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含むこと。なお、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) に規定する道路かどうかを問わないこと。</p>	<p>土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する (道路法による道路であるか否かは問わない)。(証明書等添付)</p>	<p>道路用地は路肩から路肩までの範囲の他、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。</p> 
	<p>鉄道線路 (のり面を有しないもの) 鉄道線路 (のり面を有するもの)</p> 	<p>法面を有しないもの 0.90 法面 (コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。) 及び法面以外の土地 (流出係数は 0.90 とする。) の面積により加重平均して算出される値</p>	<p>鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲 (高架の鉄道を含む。) をいうこと。なお、操車場は鉄道線路には含まないこと。</p>	<p>現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)</p>	<p>鉄道用地は駅舎、付帯施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。</p>

土地利用の判別方法 (2/3)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法(例)	留意事項
宅地等	飛行場(のり面を有しないもの) 飛行場(のり面を有するもの) 	法面を有しないもの 0.90 法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。)及び法面以外の土地(流出係数は 0.90 とする。)の面積により加重平均して算出される値	飛行場は空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいうこと。	現況の地形図における土地利用から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。但し、法面とは区分し整理。
舗装された土地	舗装された土地 	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地(のり面は含まず)をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	
	不透水性材料により覆われた法面 	1.00	道路等ののり面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	ゴルフ場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの) 	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと	現況の土地利用と排水平面図等から判断する。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。 ゴルフ場敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	運動場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの) 	0.80	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の地形図の土地利用から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。 グランド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。

土地利用の判別方法(3/3)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法(例)	留意事項
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	ローラーで締め固められた土地 	0.50	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く)をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まないこと。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること	現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。
上記土地利用以外の土地	山地 	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地・原野)をいうこと	・他の区分(～, , -1, -2)以外の土地で平均勾配10%以上の土地	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	人工的に造成され植生に覆われた法面 	0.40	人工的に造成され植生に覆われたのり面をいう。	現地調査による土地の被覆から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	
	1 林地, 原野 	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地(山地、林地・原野)をいうこと。	・他の区分(～, , -2)以外の土地で平均勾配10%未満の土地	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	-2 耕地 	0.20	耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。))を含む。)をいうこと。	・課税地目(土地登記簿謄本)で「田」「畑」と表示されている土地(証明書等添付)であるものは耕地と判断する。 ・上記で判断できない場合は地形図の土地利用から判断する(撮影年月日記入の写真添付)。	